

【出生前の保育施設入所申込みについて（4月入所のみ）】

保育施設入所申込み受付期間を早く設定していることから、4月入所申込みについては、出生前の申込みを受付けます。（5月～翌年3月入所の申込みは出生後の申込みになります。）

No.	項目	内容																								
1	申込み手続きについて	<p>入所申込みから利用決定までの流れにつきましては、3 ページをご覧ください。</p> <p>【必要書類】</p> <p>①特定教育・保育給付認定申請書兼入所（園）申込書 <u>※申請児童の氏名、生年月日、マイナンバー等は空白のまま提出してください。</u></p> <p>②保育の必要性を証する書類（11 ページ(1)参照）</p> <p>③家庭状況に応じて必要な書類（11 ページ(2)参照）</p> <p>④<u>申込児童の母子手帳の写し</u> <u>※表紙及び出産予定日の記載があるページ</u></p>																								
2	出生前の保育施設利用申込みが可能な対象児童について	<p>4月1日時点で保育施設の入所可能月齢に達している場合のみ申込みが可能です。</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">入所可能月齢が生後57日からの施設</td> </tr> <tr> <td>受入可能施設</td> <td>みしま乳児保育園</td> </tr> <tr> <td>出生予定日</td> <td>令和7年2月3日まで</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">入所可能月齢が生後2か月からの施設</td> </tr> <tr> <td>受入可能施設</td> <td>保育施設しゃぼん玉</td> </tr> <tr> <td>出生予定日</td> <td>令和7年2月1日まで</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">入所可能月齢が生後100日からの施設</td> </tr> <tr> <td>受入可能施設</td> <td>乳児保育所こども村 乳児保育所こころ</td> </tr> <tr> <td>出生予定日</td> <td>令和6年12月22日まで</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">入所可能月齢が生後4か月からの施設</td> </tr> <tr> <td>受入可能施設</td> <td>ひまわりハッピー保育園</td> </tr> <tr> <td>出生予定日</td> <td>令和6年12月1日まで</td> </tr> </table> <p>【注意事項】 以下の場合、<u>入所時期の延期または入所不可</u>となることがあります。 ・出生日が出産予定日と異なったことにより、4月1日時点で受け入れ可能な月齢に達していない場合 ・発育状況等の理由で、<u>安全に保育を行うことが難しい</u>と施設が判断した場合</p>	入所可能月齢が生後57日からの施設		受入可能施設	みしま乳児保育園	出生予定日	令和7年2月3日まで	入所可能月齢が生後2か月からの施設		受入可能施設	保育施設しゃぼん玉	出生予定日	令和7年2月1日まで	入所可能月齢が生後100日からの施設		受入可能施設	乳児保育所こども村 乳児保育所こころ	出生予定日	令和6年12月22日まで	入所可能月齢が生後4か月からの施設		受入可能施設	ひまわりハッピー保育園	出生予定日	令和6年12月1日まで
入所可能月齢が生後57日からの施設																										
受入可能施設	みしま乳児保育園																									
出生予定日	令和7年2月3日まで																									
入所可能月齢が生後2か月からの施設																										
受入可能施設	保育施設しゃぼん玉																									
出生予定日	令和7年2月1日まで																									
入所可能月齢が生後100日からの施設																										
受入可能施設	乳児保育所こども村 乳児保育所こころ																									
出生予定日	令和6年12月22日まで																									
入所可能月齢が生後4か月からの施設																										
受入可能施設	ひまわりハッピー保育園																									
出生予定日	令和6年12月1日まで																									
3	出生後の手続きについて	<p>問診票の提出及びマイナンバーの確認が必要になりますので、出生後2カ月以内（最終3月1日まで）に保育幼稚園課（市役所2階）までお越しください。 <u>上記の手続きがされない場合は、申請が無効になりますのでお気を付けください。</u></p>																								